



2025年2月21日

各 位

会 社 名 株式会社ショーケース
代 表 者 名 代表取締役社長 平野井 順一
(コード番号：3909 東証スタンダード)
問 合 せ 先 経営企画部長 兼 人事・総務部長
加藤 文也
(TEL 03-6866-8555)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2025年3月24日開催予定の第29期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款一部変更

(1) 変更の目的

- ① 監査等委員会設置会社へ移行するため、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものです。
- ② 当社の今後の業務範囲の拡大及び新分野への展開に備えるため、事業目的を追加するものです（変更案第2条）。
- ③ 当社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までとしておりますが、当社の親会社であるAIフュージョンキャピタルグループ株式会社と事業年度を一致させ、グループ全体として経営管理等における効率的な業務運営を推進するため、決算期（事業年度の末日）を3月31日に変更するものであります。

なお、事業年度の変更に伴い、第30期事業年度は、2025年1月1日から2026年3月31日までの15か月間となります。

- ④ その他文言の整備、字句の修正及び条数の変更等所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

(3) 定款変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 2025年3月24日(予定)

定款変更の効力発生日 2025年3月24日(予定)

以上

(別紙)

(下線は変更部分を示します)

| 現行定款 | 変更案 |
|---|--|
| <p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～21. (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>22. 前各号に附帯する一切の業務</p> <p>(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> (新設) 4. <u>会計監査人</u></p> <p>(定時株主総会の基準日) 第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>12月31日</u>とする。</p> <p>(員数) 第17条 当社の取締役は7名以内とする。 (新設)</p> <p>(選任方法) 第18条 取締役は、株主総会において選任する。 ② (条文省略) ③ (条文省略)</p> <p>(任期) 第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設) (新設) (新設)</p> | <p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～21. (現行どおり) 22. <u>人材育成のための教育、研修、コンサルティング業務</u> 23. <u>DX (デジタルトランスフォーメーション) ツールを活用した販売促進プラットフォームの構築、コンサルティング及び営業支援</u> 24. 前各号に附帯する一切の業務</p> <p>(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 (削除) (削除) 2. <u>監査等委員会</u> 3. <u>会計監査人</u></p> <p>(定時株主総会の基準日) 第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>3月31日</u>とする。</p> <p>(員数) 第17条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は7名以内とする。 ② <u>当社の監査等委員である取締役は4名以内とする。</u></p> <p>(選任方法) 第18条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会において選任する。 ② (現行どおり) ③ (現行どおり)</p> <p>(任期) 第19条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> ③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> ④ <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事</u></p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|---|--|
| <p>(代表取締役及び役付取締役) 第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって取締役の中から取締役社長1名を定め、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集通知) 第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会規程) 第24条 (条文省略)</p> <p>(報酬等) 第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第26条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(員数) 第27条 当会社の監査役は5名以内とする。</p> <p>(選任方法) 第28条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>③ 当会社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役</p> | <p><u>業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第20条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役社長1名を定め、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集通知) 第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任) 第24条 <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議をもって、重要な業務執行(会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会規程) 第25条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等) 第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除) 第27条 (現行どおり)</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|---|---|
| <p>を選任することができる。</p> <p>④ <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p><u>(任期)</u></p> <p>第29条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p> <p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p>第30条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p>第31条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査役会規程)</u></p> <p>第32条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p><u>(報酬等)</u></p> <p>第33条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第34条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>② <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。</u></p> <p>(新設)</p> | <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第28条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮すること</u></p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|--|--|
| <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(事業年度) 第 35 条 当社の事業年度は、毎年 <u>1 月 1 日から 12 月 31 日</u>までの 1 年とする。</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関) 第 36 条 (条文省略)</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第 37 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 <u>12 月 31 日</u>とする。 ② 当社の中間配当の基準日は、毎年 <u>6 月 30 日</u>とする。 ③ 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(配当金の除斥期間) 第 38 条 (条文省略)</p> <p>附 則</p> <p>第 1 条 <u>定款第 11 条 (招集) 第 2 項の新設は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律 (令和 3 年法律第 70 号) の定めにより、当社が実施する完全電子化による株主総会が、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた日を効力発生日とし、本条は、効力発生日経過後、これを削除するものとする。</u></p> <p>(新設)</p> | <p>ができる。</p> <p>② <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の決議方法) 第 29 条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査等委員会規程) 第 30 条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>(事業年度) 第 31 条 当社の事業年度は、毎年 <u>4 月 1 日から翌年 3 月 31 日</u>までの 1 年とする。</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関) 第 32 条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第 33 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 <u>3 月 31 日</u>とする。 ② 当社の中間配当の基準日は、毎年 <u>9 月 30 日</u>とする。 ③ 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(配当金の除斥期間) 第 34 条 (現行どおり)</p> <p>附 則 (削除)</p> <p>(監査役の実任免除に関する経過措置) 第 1 条 <u>当社は、第 29 期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役 (監査役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> ② <u>当社は、第 29 期定時株主総会終結前の監査役の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、なお第 29 期定時株主総会の決議による変更前の定款第 34 条第 2 項の定めるところによる。</u></p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|------|--|
| (新設) | <p>(事業年度変更に伴う変更後最初の定時株主総会の基準日に関する経過措置)</p> <p>第2条 第12条(定時株主総会の基準日)の規定にかかわらず、2025年1月1日から始まる第30期事業年度に関する定時株主総会の議決権の基準日は、2026年3月31日とする。なお、本附則は、第30期事業年度に関する定時株主総会の終結後、これを削除する。</p> |
| (新設) | <p>(事業年度変更に伴う取締役の任期に関する経過措置)</p> <p>第3条 第19条(任期)の規定にかかわらず、2025年3月24日開催の第29期定時株主総会において選任された取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、第30期事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。なお、本附則は、第30期事業年度に関する定時株主総会の終結後、これを削除する。</p> |
| (新設) | <p>(事業年度変更に伴う会計監査人の任期に関する経過措置)</p> <p>第4条 2025年3月24日開催の第29期定時株主総会において別段の決議がないことにより再任されたものとみなされた会計監査人の任期は、第30期事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。なお、本附則は、第30期事業年度に関する定時株主総会の終結後、これを削除する。</p> |
| (新設) | <p>(事業年度変更に伴う変更後最初の事業年度に関する経過措置)</p> <p>第5条 第31条(事業年度)の規定にかかわらず、2025年1月1日から始まる第30期事業年度は、2026年3月31日までの15か月間とする。なお、本附則は、第30期事業年度に関する定時株主総会の終結後、これを削除する。</p> |
| (新設) | <p>(事業年度変更に伴う変更後最初の剰余金の配当の基準日に関する経過措置)</p> <p>第6条 第33条(剰余金の配当の基準日)の規定にかかわらず、2025年1月1日から始まる第30期事業年度の期末配当の基準日は、2026年3月31日とする。なお、本附則は、第30期事業年度に関する定時株主総会の終結後、これを削除する。</p> <p>② 第33条(剰余金の配当の基準日)の規定にかかわらず、2025年1月1日から始まる第30期事業年度の中間配当の基準日は、2025年9月30日とする。なお、本附則は、第30期事業年度に関する定時株主総会の終結後、これを削除する。</p> |